

強盗利得罪の客体をめぐる考察

——東京高裁平成21年11月16日判決を手がかりに——

足 立 友 子

- I はじめに
- II 東京高裁平成21年判決の概観
 - 1. 序論
 - 2. 事案の概要
 - 3. 判旨
 - 4. 本判決において注目される点
- III 強盗利得罪をめぐる諸問題
 - 1. 序論
 - 2. 「財産上の利益」総説
 - 3. 客体としての「財産上の利益」の属性
 - 4. 結果としての利益取得・利益移転
 - 5. まとめ
- IV 東京高裁平成21年判決の再検討
 - 1. 序論
 - 2. 「財産上の利益」の属性について
 - 3. 利益取得・利益移転について
 - 4. 財産犯の成立を認める時期の妥当性
- V むすびにかえて——強盗罪の罪質の理解

1 はじめに

強盗罪（刑法236条）¹⁾の規定は、行為客体を「財物」とする1項（強盗取財罪）と「財産上の利益」とする2項（強盗利得罪）から成る。財産犯のうち、強盗罪と、詐欺罪（246条）・恐喝罪（249条）の規定は、客体が「財物」である1項（財物罪・取財罪）と「財産上の利益」である2項（利得罪）とに分かれている点で共通している。いずれの犯罪類型についても、2項の規定は「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」というものであることから、1項と2項の構成要件要素として異なっているのは客体のみであり、1項と2項の並列性を理由として、2項の客体とされる対象には財物と同視しう程度の属性を備えていることが要求される。しかし、財物は物理的に把握することが可能であり、その移転の判断も比較的容易であるのに対し、財産上の利益については同じようにはいかない。そのことから、従来より、利益罪の客体となる「財産上の利益」の範囲を明らかにするために、さまざまな取り組みが行われてきた。

そして、強盗利得罪について考えるにあたっては、この取り組みは、いっそう困難を伴うものとなる。前述のとおり、1項の財物罪と2項の利益罪から成る、という規定の構成自体は詐欺罪・恐喝罪と共通しているが、同じ利益罪の客体とはいえ、強盗罪の客体としての「財産上の利益」と詐欺罪・恐喝罪の客体としての「財産上の利益」との間には、検討されるべき内容に差があると考えられるからである。その理由は、強盗罪が被害者の意思に反する占有移転を伴う盗取罪（奪取罪）であるのに対し、詐欺罪・恐喝罪は瑕疵ある意思であるとはいえ被害者の意思に基づく占有移転を伴う交付罪であることに由来する。かような手段行為の態様に鑑みると、利益移転の有無を判断するに当たって、詐欺罪・恐喝罪においては処分行為（交付行為）の有無を問題にすればよいの

1) 刑法236条（強盗）

1項：暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

2項：前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

に対し、強盗罪においては、処分行為の存在を要求することは困難であり、それに代わる判断基準を見出すことも難しい。そして、強盗が未遂に終わった場合や、強取の手段として殺害が用いられた場合など、被害者の側に、行為者が何を奪おうとしたのかを認識されることすらない場合もありうる点において、強盗罪と詐欺罪・恐喝罪との間には決定的な隔たりがあると考えられる。

近時、東京高等裁判所において、キャッシュカードの占有者に脅迫を加えて暗証番号を聞き出す行為につき236条2項の強盗利得罪の成立を認める、注目すべき判決²⁾が示された。そこで、本稿では、この判決（以下、「東京高裁平成21年判決」とする）を手がかりとして、強盗利得罪の客体としての「財産上の利益」に該当するといえるためには、当該客体がいかなる要素を兼ね備えていることが必要であるかを検討していく。具体的には、まず、当該裁判例の事案の概要と判旨を概観し、強盗利得罪の成立を認めるか否かの判断を分けた要素を確認する。次いで、従来の学説および判例において、強盗利得罪をめぐる論じられてきた内容を検討し、錯綜する議論の中で明確化が試みられていた中核部分は何であったのかを探る。そして、そこから、強盗利得罪の特殊性を踏まえつつ、財産犯の客体としての「財産上の利益」に該当するといえるために必要とされる要素は何であるかを考えるとともに、東京高裁平成21年判決が有する意義を再度確認し、強盗利得罪が目指すべき方向性について考察を加えることとする。³⁾

2) 東京高判平成21年11月16日判時2103号158頁・判タ1337号280頁。

なお、本判決についての判例評釈として、島岡まな「判批」刑事法ジャーナル25号50頁（2010年）、古宮久枝「判批」研修741号33頁（2010年）、前田雅英「利益強盗罪について」警察学論集63巻10号153頁（2010年）、豊田兼彦「判批」法学セミナー677号125頁（2011年）、足立友子「判批」判例セレクト2011〔I〕（法学教室377号別冊）33頁（2012年）、伊東研祐「判批」平成23年度重要判例解説157頁（2012年）などがある。

3) 本稿は、京都刑事法研究会（2011年12月17日開催）での報告をもとに、加筆・編集してまとめたものである。研究会の場で有用なご指摘・ご教示をくださった会員の先生方に、心より感謝申し上げたい。

II 東京高裁平成21年判決の概観

1. 序論

東京高裁平成21年判決は、脅迫を加えてキャッシュカードの暗証番号を聞き出した事例について強盗利得罪の成立を認めたものである。同様の事案につき、かつて神戸地裁の判決で強盗利得罪の成立が認められたことがあるが、控訴審裁判例としてかような判断が提示されたのは、本判決が初めてである。また、本件については、一審判決では強要罪の成立が認められた一方で、控訴審判決である本判決においてはそれが覆されて強盗利得罪の成立が認められていることから、その理論構成ならびに結論の相違を比較検討することも、問題解決の糸口となると考えられる。

そこで、本節では、この東京高裁平成21年判決について、その事案の概要と判旨を概観し、強盗利得罪の成立を認める判断の基礎になった要素は何であったかを確認する。

2. 事案の概要⁴⁾

事実関係は、以下のようであった。

被告人は、深夜、無施錠の玄関ドアから被害者女性宅に侵入して、被害者が寝ていることを確認するとともに、隣室に財布が入ったバッグを発見した。バッグを部屋の隅に移動して財布を取り出し中身を見たところ、現金は6000円程度だが数枚のキャッシュカードが入っていたことから、被害者を包丁で脅して暗証番号を聞き出してキャッシュカードで現金を引き出そうと決意し、キャッシュカードの入った財布は帰る際に持っていけばいいと考えてバッグの中に戻した上、被害者に対して台所から持ち出した包丁を突き付けながら「静かにしている。一番金額が入っているキャッシュカードと暗証番号を教えろ。暗証番号を教えて黙っていれば、殺しはしない。」などと語気鋭く申し向けて脅迫

4) なお、東京高裁平成21年判決は、脅迫を加えた被害者に対する強制わいせつ行為や、また別の日に別の家に侵入して行なった窃盗行為などについても合わせて扱っているが、本稿においては、強盗罪の成立が争われた部分にのみ焦点を当てて検討する。

し、その反抗を抑圧して、被害者から暗証番号を聞き出した。

この事案について、第1審の、さいたま地裁川越支部平成21年6月1日判決⁵⁾は、強盗罪の成立を否定し、強要罪が成立するにすぎないとした。その理由は、①暗証番号を聞き出したとしても、財物の取得と同視できる程度に具体的かつ現実的な財産的利益を得たとは認められないこと、並びに、②刑法236条2項の「財産上不法の利益」は「移転性」のある利益に限られるので、同項に該当するためには、犯人の利益の取得に対応した利益の喪失が被害者に生じることが必要であり、被告人が暗証番号を聞き出したとしても、暗証番号に関する情報が被害者と被告人の間で共有されるだけで被害者の利益が失われるわけではないこと、の2点であった。かような1審判決に対して、検察官が、法令適用の誤りを主張して控訴した。その控訴審判決が、東京高裁平成21年判決である。

3. 判旨

東京高裁は、控訴を破棄し、次のように判示した。なお、本件については、さらに上告がなされたが上告棄却されており、この控訴審判決は確定している。東京高裁の判断は、第1審でさいたま地裁が示した強盗罪不成立の理由①②をいずれも退けるものであった。

まず、①の点については、「キャッシュカードを窃取した犯人が、被害者に暴行、脅迫を加え、その反抗を抑圧して、被害者から当該口座の暗証番号を聞き出した場合、犯人は、現金自動預払機（ATM）の操作により、キャッシュカードと暗証番号による機械的な本人確認手続を経るだけで、迅速かつ確実に、被害者の預貯金口座から預貯金の払戻しを受けることができるようになる。このようにキャッシュカードとその暗証番号を併せ持つ者は、あたかも正当な預貯金債権者のごとく、事実上当該預貯金を支配しているといっても過言ではなく、キャッシュカードとその暗証番号を併せ持つことは、それ自体財産上の利益とみるのが相当であって、キャッシュカードを窃取した犯人が被害者からその暗証番号を聞き出した場合には、犯人は、被害者の預貯金債権そのものを取

5) さいたま地裁川越支部平成21年6月1日判決・公刊物未登載。（以下、「さいたま地裁平成21年判決」とする。）

得するわけではないものの、同キャッシュカードとその暗証番号を用いて、事実上、ATMを通して当該預貯金口座から預貯金の払戻しを受け得る地位という財産上の利益を得たものというべきである。」と判示した。

また、②の点については、「2項強盗の罪が成立するためには、財産上の利益が被害者から行為者にそのまま直接移転することは必ずしも必要ではなく、行為者が利益を得る反面において、被害者が財産的な不利益（損害）を被るという関係があれば足りると解される（例えば、暴行、脅迫によって被害者の反抗を抑圧して、財産的価値を有する輸送の役務を提供させた場合にも2項強盗の罪が成立すると解されるが、このような場合に被害者が失うのは、当該役務を提供するのに必要な時間や労力、資源等であって、輸送の役務そのものではない。）。そして、本件においては、被告人が、ATMを通して本件口座の預金の払戻しを受けることができる地位を得る反面において、本件被害者は、自らの預金を被告人によって払い戻されかねないという事実上の不利益、すなわち、預金債権に対する支配が弱まるという財産上の損害を被ることになるのであるから、2項強盗の罪の成立要件に欠けるところはない。」と判示した。

4. 本判決において注目される点

本事案では、①被害者からキャッシュカードの暗証番号を聞き出すことが「財産上不法の利益を得た」といえるかという点と、②強盗利得罪の「財産上不法の利益」は「移転性」のある利益に限られるかという点と、それぞれ争点となった。そして、東京高裁は、これらの点につき、①については、キャッシュカードとその暗証番号を併せ持つことはそれ自体財産上の利益とみるのが相当であり「キャッシュカードとその暗証番号を用いて、事実上、ATMを通して当該預貯金口座から預貯金の払戻しを受け得る地位」が財産上の利益であると説明することで、また②については、利益につき直接移転を必要とせず「自らの預金を被告人によって払い戻されかねないという事実上の不利益」「預金債権に対する支配が弱まるという財産上の損害」があれば足りると解することで、結論として、脅迫を加えて被害者から暗証番号を聞き出す行為につき、1審判決が示した強要罪ではなく、強盗利得罪が成立するとの判断を示した。

これらの判断は、①暗証番号という「情報」の入手が構成のしかたにより財産上の利益の中核部分となりうること、および②利益移転につき処分行為を必要としないばかりか財産移転の直接性も必要ないとしている点において、従来の強盗利得罪の成立範囲の枠をさらに広く押し広げるもののように思われる。

そこで、次節においては、これら2つの点について、従来の学説・判例においていかなる議論がなされてきたかを確認し検討することを通して、成立範囲の限界が何処にあるかを見定めることを目指す。

III 強盗利得罪をめぐる諸問題

1. 序論

強盗利得罪(刑236条2項)は、「暴行または脅迫を用いて」「財産上不法の利益を得(、又は他人にこれを得させ)た」場合に成立する⁶⁾。このうち、手段行為である暴行・脅迫については、2項に限らず1項の強盗取財罪と共通の構成要素であることから、2項固有の問題は「財産上不法の利益を得た」部分の解釈であり、その内容は、①当該客体が「財産上の利益」に当たるか、②利益を「得た」といえるか、の2つの要素に分けることができる。これらは、換言すれば、①「財産上の利益」という客体自体の属性と、②利益の取得・移転という法益侵害結果発生の有無、ということになる⁷⁾。そこで、本章では、まず2項犯罪のおかれた問題状況を確認した上で、これら①②の2つの観点から、従来の学説および判例の動向を概観し、検討を加える。

2. 「財産上の利益」総説

1 利得罪(2項犯罪)の客体である「財産上の利益」とは⁸⁾、通説・判例に

6) 前掲注1) 参照。

7) 深町晋也「財産上の利益」刑法の争点(第4版)160頁(2007年)は、これらを①「財産上の利益」要件と②利益の「移転」要件とに分類する。また、島岡・前掲注2)56頁は、①利益自体の(範囲・限界の)明確性と②利益移転の直接性・確実性とに分類する。

8) 利得罪(2項犯罪)ならびに財産上の利益の全般について広く論じるものとして、中森喜彦「二項犯罪」中山研一ほか編『現代刑法講座』第4巻297頁(1982年)、佐久間修「財産犯における利得罪の意義」名古屋大学法政論集123号261頁(1988年)、曾

よれば、財物以外の財産的利益の一切をいい、債権の取得や役務・サービスの享受などといった積極的利得のみならず、債務の免除や支払の猶予といった消極的利得も広くこれに含まれるとされる⁹⁾。もっとも、この説明は、財産上の利益の範囲の最も外側の輪郭を示すものにすぎない。そして、2項犯罪の客体としての要保護性を備える利益はより限定的に捉えられるべきであると考えられ、実際に、その範囲の限定のための取り組みがなされてきている。

2 利得罪の客体である「財産上の利益」の範囲を確定するのは難しいということ、利得罪一般について広くいえることであるが、その中でも強盗利得罪について考える場合には、とりわけ困難な問題が待ち受けている。なぜならば、同じく利得罪が規定されている詐欺罪・恐喝罪は交付罪であるので、被害者の(瑕疵ある)意思に基づく処分行為(交付行為)が観念できるのに対し、強盗罪は盗取罪(奪取罪)であることから、被害者の意思に反した形で財産の占有移転が行われ、厳密な意味での処分行為を要求することが困難だからである。

かつての日本の刑法典では、旧刑法の時代まで強盗罪の客体は財物のみであり、強盗罪に関して客体を財産上の利益とする2項が新設されたのは現行刑法制定時になってからのことであった¹⁰⁾。また、ドイツ刑法の規定も、日本の現行の規定とは異なっており、強盗罪(Raub)¹¹⁾の客体は動産に限られている。暴力的手段による利益の取得は強盗的恐喝罪(Räuberische Erpressung)¹²⁾

根威彦「二項犯罪」阿部純二ほか編『刑法基本講座』第5巻152頁(1993年)、佐伯仁志「財産上の利益」刑法の争点(第3版)156頁(2000年)、深町・前掲注7)160頁、木村光江「二項犯罪」法学教室371号34頁(2011年)など。

9) 大塚仁ほか編『大コンメンタル刑法(第2版)』第12巻346頁(2003年)[河上和雄=高部道彦]など参照。

10) 中森喜彦「二項犯罪小論—その由来を中心に—」法学論叢94巻5・6号216頁(1974年)、木村光江「二項強盗罪の問題点」現代刑事法44号4頁(2002年)、島岡・前掲注2)51頁。

11) ドイツ刑法249条1項。客体は「動産」(bewegliche Sache)である。

§249 Raub:

(1) Wer mit Gewalt gegen eine Person oder unter Anwendung von Drohungen mit gegenwärtiger Gefahr für Leib oder Leben eine fremde bewegliche Sache einem anderen in der Absicht wegnimmt, die Sache sich oder einem Dritten rechtswidrig zuzueignen, wird mit Freiheitsstrafe nicht unter einem Jahr bestraft.

12) ドイツ刑法255条。暴力的手段による利益の取得は、本条により処罰される。

で処罰されることになるため、日本でいう強盗利得罪に当たる行為は、事実上、強盜的恐喝罪として処理されることになる¹³⁾。

これらのことから、財産上の利益を強盗罪の客体に含める法形式は、実は必ずしも普遍的ではないことが窺える。そして、客体として財産上の利益を含めたことそれ自体が解釈論上の困難をもたらしているとして、2項犯罪という捉え方や位置づけの限界を指摘し、立法論による解決を模索する必要性に触れる見解もある¹⁴⁾。本稿では、かような困難の大きさを意識しつつも、現行法を前提とした解釈の中でいかなる限定のしかたが可能であり最も適切であるかを考えたい。

3 これまで、強盗利得罪の成立範囲を限定するために、処分行為の要否について、また処分行為に代わるメルクマールとしての、利益の「具体性」「現実性」「明確性」や利益移転の「確実性」「直接性」などの要素について、論じられてきた。以下では、これらの要素を、客体としての「財産上の利益」の属性に関する議論と、法益侵害結果としての利益取得・利益移転に関する議論とに分けて検討していく。

3. 客体としての「財産上の利益」の属性

(1) 「財産上の利益」の具体例

1 従来の裁判例に登場する「財産上の利益」としては、金銭債務の支払免脱¹⁵⁾、飲食代金の支払免脱¹⁶⁾、債務の履行延期¹⁷⁾、支払猶予¹⁸⁾、債務負担の

§255 Räuberische Erpressung :

Wird die Erpressung durch Gewalt gegen eine Person oder unter Anwendung von Drohungen mit gegenwärtiger Gefahr für Leib oder Leben begangen, so ist der Täter gleich einem Räuber zu bestrafen.

13) 木村・前掲注10) 4頁。もともと、日本における強盗利得罪とドイツの強盜的恐喝とは、その沿革も含め異なるものであることもまた指摘されている(中森・前掲注10) 226頁)。

14) 中森・前掲注8) 310頁。

15) 最判昭和32年9月13日刑集11巻9号2263頁、大阪高判昭和59年11月28日高刑集37巻3号438頁。

16) 東京高判昭和52年11月9日刑月9巻11=12号798頁。

17) 最決昭和34年3月12日刑集13巻3号298頁。

約束¹⁹⁾などが挙げられる。また、役務の提供も基本的には財産上の利益に当たると考えられる²⁰⁾が、役務のすべてが金銭的な評価を受ける利益とは限らないことから、一定の限定が必要であると考えられており、客体が財産上の利益に当たらないと解される場合は強要罪（刑法223条）が成立するに過ぎないとされる。その限定のための基準としては、対価性による限定を加えて社会通念上対価を伴う役務のみを財産上の利益とする有償役務説²¹⁾や、役務の対価である支払債務を不法に免脱することが財産上の利益であるとして構成する債務免脱説²²⁾などがあり、前者が現在のところ通説の見解となっている。

2 もっとも、近時の裁判例では、これら従来型とは異なるタイプの財産上の利益が登場している。①詐欺罪の成立が争われた事案において、キャッシングローンカードを用いて消費者金融会社から利用限度額の範囲内で何回でも繰り返し金銭を借り入れることができる地位を財産上の利益とする判決²³⁾や、また②強盗罪の成立が争われた事案において、キャッシュカードと暗証番号を併せ持ち、ATMを操作してその預貯金残額の範囲内で金銭の払戻しを受けうる地位を財産上の利益とする判決²⁴⁾が、その具体例である。これらは、金銭を入手できる「地位」を財産上の利益と捉えている点において、前述した従来型の基準とは客体の把握のしかたが決定的に異なっている。他方で、③行為者が被相続人を殺害して財産を相続しようとした事案における「相続による財産の承継」²⁵⁾や、④行為者が会社経営者を殺害して自らが次の経営者となって会

18) 最決昭和43年12月11日刑集22巻13号1469頁。

19) 最決昭和43年10月24日刑集22巻10号946頁。

20) 役務を客体とする移転罪の成立に疑問を呈するものとして、町野朔『犯罪各論の現在』132頁（1996年）。

21) 中森・前掲注8) 303頁、林幹人『刑法各論』（第2版）178頁（2007年）、曾根威彦『刑法各論』（第4版）106頁（2008年）、山口厚『刑法各論』（第2版）192頁（2010年）、中森喜彦『刑法各論』（第3版）92頁（2011年）、西田典之『刑法各論』（第6版）192頁（2012年）など。

22) 平川宗信『刑法各論』33頁（1995年）、町野・前掲注20) 127頁、内田文昭『刑法各論』（第3版）273頁（1996年）、松原芳博・法学教室298号59頁（2005年）など。

23) 東京高判平成18年11月21日公刊物未登載。

24) 神戸地判平成19年8月28日公刊物未登載、研修724号111頁参照。

25) 東京高判平成元年2月27日高刑集42巻1号87頁。

社の経営権等を手に入れた事案における「経営上の権益」²⁶⁾については、財産上の利益に当たらないとの判断がなされた。①から④の事案はいずれも、行為者が入手できる財産の経済的価値が必ずしも確定していない点では共通しているようにみえるにも関わらず、その「財産上の利益」性が①②では肯定され、③④では否定されている。では、その理由はどこにあるのだろうか。

以下では、「財産上の利益」の属性についての基準である、利益の「具体性」「現実性」をめぐる議論を整理しつつ、①から④の事案について「財産上の利益」性の判断が分かれた理由を考察する。

(2) 利益の「具体性」・「現実性」

1 前述した通り、「財産上の利益」という概念が含む範囲は広範にわたる。それゆえ、範囲限定のために、財産上の利益を得たというには財物罪における財物の移転と同視しうる状況が備わっている必要があると考えられ、利得罪の成立を認めるために利益の具体性・現実性を要求する見解が主張されている²⁷⁾。その背後には、利得罪は財物罪と並び規定されており、1項と2項と基本的に要件は同一であると考えられていることから、その共通性を担保するために、客体の性質についても均衡を保つ必要がある、との考慮がある。財物と同様に物理的に把握することは難しいとしても、財産上の利益を可能な限り客観的に把握するよう試みることは、広範で茫漠とした利益概念のうちで利得罪の客体となる利益の範囲を限定することにつながる²⁸⁾。そして、かような理由ゆえに要求される要素であることを踏まえると、ここでいう「具体性」「現実性」という基準は、「財産上の利益」が有体物である「財物」と同視しうる程

26) 神戸地判平成17年4月26日判時1904号152頁・判タ1238号343頁。

27) 林幹人「2項強盗の新動向」研修720号8頁(2008年)、古宮・前掲注2)37頁、前田・前掲注2)165頁。なお、島岡・前掲注2)56頁は、「利益自体の(範囲・限界の)明確性」という表現を用いている。

28) なお、これらと表現の上で類似している基準として、利益の「確実性」「直接性」がある。「確実性」「直接性」は、財産上の利益自体の属性というよりも、利益が移転するプロセスの性質についての基準であると考えるので、本稿では、「4. 結果としての利益取得・利益移転」の項目の中で扱う。

度に具体的かつ現実的な財産的利益に限られる、ということをもさにその内容としていると捉えられよう。

2 それでは、以上の観点から、(1)で述べた①から④の事例を再度見直してみよう。

①では、行為者が消費者金融会社から借入用のプラスチックカードを入手して極度借入基本契約を申し込み、同カードを利用限度額の範囲で繰り返し借入可能なキャッシングカードとして利用できるようにした行為につき、「事実上、キャッシングカードを用いて…利用限度額の範囲で何回でも繰り返し金銭を借り入れることができる地位を得た」とし、その利益については「カードを使用すれば、暗証番号による機械的な本人確認手順を経るだけで、現金自動借入返済機等により、利用限度額の範囲で現金の借入れが可能になるのであるから、事実上の経済的利益を得たものと認めることができる」と説明されている。²⁹⁾

また、②では、犯行の5日前にすでに窃取し占有していたキャッシュカードの暗証番号を聞き出そうとした行為につき、「キャッシュカードとその暗証番号があれば、ATMを用いて、機械的かつ確実に預貯金口座の金銭を入手することができるという、ATMを使用した場合における今日の預貯金の払い戻しの取引実態」からすると、「キャッシュカードとその暗証番号を併せ持つことは、ATMを操作してその預貯金残高の範囲内で金銭の払戻しを受ける地位を得る」ことであるとし、「このような経済的利益は…『財産上不法の利益』として財物と同様に保護するのに十分な具体性、現実性をもった利益である」と説明されている。³⁰⁾

他方、③では、行為者が自己の両親を殺害し、相続により両親に帰属する全財産の承継を得ようとした行為につき、1審判決³¹⁾が「相続名下とはいえ、抽象的なものではなく、極めて現実的かつ具体的な利益の移転と評価しうる」としたのに対し、控訴審判決³²⁾は、財産上の利益は「財物の場合と同様、反

29) 前掲注23)の裁判例。

30) 前掲注24)の裁判例。

31) 横浜地川崎支判昭和63年12月14日判タ691号160頁。

32) 前掲注25)の裁判例。

抗を抑圧されていない状態において被害者が任意に処分できるものであることを要する」との理由の下、「相続の開始による財産の承継は、生前の意思に基づく遺贈あるいは死因贈与等とも異なり、人の死亡を唯一の原因として発生するもので、その間任意の処分の観念を入れる余地がないから」財産上の利益には当たらない、とした。

そして、④では、行為者が店の実質的経営者を殺害して、経営者に次ぐ地位にある自分が店の経営権等の「経営上の權益」を得ようとした行為につき、「債務を免れるために債権者を殺害した場合のように、行為者と相手方に予め一定の法律関係がある場合には、相手方を殺害することによって、まさにその債権者たる相手方から債務者たる行為者に利益が移転したと認めることは、比較的容易」であるのに対して、『『経営上の權益』なるものは、乙（被害者）が死亡した場合には、被告人に引き継がれる可能性が高かったとはいえ、両者の間に当然にそのようになる一定の法律関係等が存していたわけでもない』ことを理由に、行為者が掌握した「経営上の權益」は「乙から直接得られた利益というよりも、乙が死亡したことにより、被告人の同グループ内での地位が相対的に上がったことによって、事実上得られた利益にすぎない」として、財産上の利益には当たらない、とした。

3 事例①②と事例③④とで、「財産上の利益」性の判断が分かれた理由は、どこにあったのだろうか。客体としての「財産上の利益」の属性の観点から考えるならば、その理由は、③④における客体が抽象的な利益であったこと、つまり具体性がやや欠けることに求められよう。①から④のいずれも、行為者が入手でき財産の経済的価値は必ずしも確定しておらず、財産を得られる「地位」を対象とする意味においては共通しているが、他方で、①②は機械的な操作を経ればその他の判断を挟む余地なくして金銭を得られるという明確な内容を含むのに対し、③④は実際に利益を得るまでのプロセスが複雑であり、得られる利益自体の内容自体も茫漠としている面がある。

しかし、他方で、財物そのものの獲得に至っていないことを理由に具体性・現実性を否定することは、財産上の利益を財物のほかに保護の対象とした趣旨を没却するものであり、適切でない³³⁾、と考えると、この点のみでは「財産

上の利益」性を否定する十分な理由とはなりえないようにも思われる。そして、これと併せてさらに重視すべきであるのは、③④においては、財産の獲得までにさらなる介入事情が存在するため、確実性や直接性に欠ける点であると考えられる。これらの点は、「財産上の利益」の属性の問題というよりはむしろ、利益取得・利益移転という結果に関する問題であるので、次節において再度検討を加えることとする。

4. 結果としての利益取得・利益移転

(1) 「利益移転」をめぐる問題状況

前項では、「財産上の利益」自体の属性を検討し、客体となる適格のある対象をあらかじめできる限り明確化することを試みた。そして、次に取り組むべきであるのは、「利益を得た」といえるかという点についての検討である。利益取得はまさに財産犯における財産侵害の一類型であり、手段行為の態様によって構成要件が規定し分けられている財産犯においては、財産侵害結果の発生の仕方も異なることから、この先の議論の対象は、基本的に強盗利得罪に絞ることとする。

利益取得・利益移転をめぐることは、かつての処分行為必要説から不要説へと判例の立場が変更されたことに伴い、処分行為に代わる利益移転のメルクマールが求められる状況が続いており、具体的には、利益移転の「確実性」「直接性」などがその基準として提示されている。以下では、これらの議論につき、順に検討していく。

(2) 「利益移転」をめぐる行為の要件——処分行為必要説と不要説

1 強盗利得罪における財産上の利益の取得方法についての分類のしかたは、必ずしも一通りではないと思われるが、ここではまず、相手方の意思表示の有無や客体の性質を基準とした以下の分類³⁴⁾を出発点にして考えてみたい。

財産上の利益の取得方法は、大きく分けて、①相手方の財産上の一定の処分

33) 古宮・前掲注2) 37頁。

34) 大塚ほか編・前掲注9) [河上＝高部] 346頁以下の分類を参考にした。

行為がある場合（債務の免除・債務の履行延期）、②相手方から財産的価値のある役務の提供を受ける場合、③相手方に一定の財産的意思表示をさせるもの（口頭や証書による債務負担の約束の取り付け）、の3種類に分類でき、強盗利得罪に関してはさらに④相手方の意思表示なしに財産上の利益を取得する場合が想定できる。そして、「移転」要件を検討する観点からは、相手方の意思表示がおよそない④について「移転」の有無を判断することは①から③に比べると難しい。それでは、財産上の利益の「移転」については、これまでいかなる基準で判断されてきたのだろうか。

2 かつては、被害者の処分行為の存在を移転の要件とする、処分行為必要説が主張されていた³⁵⁾。確かに、物理的な移動を伴い判断が容易な財物の場合とは異なり、財産上の利益がいつ移転したかを判断することは難しいため、被害者による処分行為の存在は、利益移転を明確に示す有効な手がかりたりうる。しかし、強盗罪についての判例でしばしば問題となる、事実上の支払免脱の場合、処分行為は存在せず、さらには手段として殺害が用いられた場合にはそもそも処分行為があり得ない。また、概念的に考えても、強盗罪は暴行・脅迫によって被害者を反抗抑圧状態におくことを手段として実行される犯罪類型であると解する以上、反抗を抑圧されており自由な意思に基づいて行為するわけではない被害者による処分行為を観念するのは、矛盾ですらある。その後に出された大審院昭和6年5月8日判決³⁶⁾では、タクシー運転手の首を絞めて逃走し料金を免脱した事案につき強盗利得罪の成立が認められ、判決自体は「不作為に依る財産上の処分を強制した」としているものの、実質的には処分行為を不要とする立場であった³⁷⁾。そしてその後、最高裁昭和32年9月13日判決³⁸⁾において、債務免脱のため債権者を殺害しようとした事案につき2項強盗殺人未遂罪の成立が認められるにあたり、処分行為不要説が採用され、前述の大審院判

35) 大判明治43年6月17日刑録16輯1210頁。学説では、牧野英一『刑法各論下巻』649頁（1951年）、瀧川幸辰『刑法各論』129頁（1951年）など。

36) 大判昭和6年5月8日刑集10巻205頁。

37) 安田拓人「2項強盗における不法の利益」『刑法判例百選Ⅱ各論』（第6版）78頁（2003年）。

38) 最判昭和32年9月13日刑集11巻9号2263頁。

決³⁹⁾の判例変更がなされた。その後は、処分行為不要説の立場が学説でも多数説となっている⁴⁰⁾。

3 もっとも、処分行為不要説を採るならばなおさら、範囲が広がり過ぎかねない財産上の利益を限定的に解するために、その代わりとなる限定のメルクマールが必要とされることになる。利益移転の「直接性」・「確実性」という要件⁴¹⁾は、この処分行為に変わる移転の要件として新たに要求されるようになってきたものと位置付けられる。そこで、以下では、これらの要件につき考察を加えていく。

(3) 利益移転の「確実性」

1 利益移転の「確実性」という要件もまた、基本的には、1項と2項の共通性を担保するためのものであり、当該対象が2項強盗の客体といえるかを判断する場合に、それが財物の占有を得た場合と同視しうる程度に確実なものといえるかどうかを考慮する形で用いられる。例えば、被害者の意思表示がおよそ存在しないことが問題となるケースである、タクシー料金の免脱や飲食代金の免脱は、事実上その場から逃れることで、被害者はその後代金請求をすることが現実的に不可能になるため、利益移転の「確実性」があるといえる⁴²⁾。また、債務者が債務を免れるために債権者を殺害する場合も、そのことにより債権回収がある程度困難になるのであれば、「確実性」に欠けるところはないと解されている。他方で、相続の高順位者が先順位者を殺害して相続順位を上げたが、被相続人はまだ生きているような場合、期待権を得たにすぎず、この利益は(現実性・具体性に加え)確実性がないと判断されよう⁴³⁾。

2 前述3(1)の事例①②と事例③④との間で「財産上の利益」性の判断が分

39) 前掲注35)の大審院判決。

40) 平川宗信「二項強盗における不法の利益」『刑法判例百選Ⅱ各論』(第4版)75頁(1997年)。

41) 木村・前掲注10)9頁、林・前掲注27)10頁。

42) 木村・前掲注10)9頁。なお、同8頁には、2項強盗罪の成立が問題となったケースの一覧がある。

43) 林・前掲注27)9頁。

かれた理由の1つは、その利益移転の確実性であったと説明することもできよう。この点につき、判断にあたり考慮すべき要素は「行為者が意図した最終的な目的の実現化の容易性の程度」であって、行為者が得た利益に基づき、意図していた最終的な目的を実現するために、どのようなプロセスが必要か、一定手続の存在や第三者の判断の介在等の目的実現のために障害となる事由があるか、を重視すべき、とする見解もあるが⁴⁴⁾、これは、目的実現のための障害があることによって、確実性が損なわれることの言い換えとも言える。

3 「確実性」は、時に、「具体性」や「現実性」と並べて議論されることがある。それは、これらの基準が論じられるようになった経緯に係る。つまり、処分行為不要説が支持されるようになったことから、「財産上の利益」の範囲を限定するための基準、いわば処分行為に代わるメルクマールが求められるようになり、その試みとして、前述の「具体性」・「現実性」、そして「確実性」が論じられるようになったからである。しかし、「確実性」の問題は、客体の属性としてよりもむしろ、移転要件の要素として位置づけられるのが適切であると思われる。なぜなら、財物の移転と同視しうるかを問題としている意味においては確かに他の要素と共通しているが、確実性に関しては、客体としての「財物」の属性との均衡ではなく、財物の「占有移転」と同視しうるだけの「利益取得・利益移転」の確実性があるかを問題にしていると考えられるからである。

(4) 利益移転の「直接性」

1 処分行為不要説の立場に立ち、それに代わる移転のメルクマールを求める際に、「処分行為」の代わりとなる基準の中核となるのは、利益移転の「直接性」であると考えられる。なぜなら、処分行為が存在せず、暴行・脅迫により事実上財産上の利益が移転した外形的事実を作出した場合にも強盗利得罪の成立が認められているが、その理由としては、利益移転の直接性が認められることが挙げられるからである。

44) 樋口正行「判批」研修724号123頁（前掲注24）。

2 「直接性」⁴⁵⁾という言葉が示す内容には、2つの段階が考えられる。すなわち、財産上の利益が被害者から行為者にそのまま直接移転する、という外形的に把握可能な意味での狭義の直接性と、暴行・脅迫の物理的な影響下で財産移転が生じる、という因果的な意味での広義の直接性である。そして、客体が財産上の利益であることに鑑みると、強盗利得罪の文脈において要求される、あるいは要求しうる直接性とは、後者の、因果的な意味での直接性である。

この「直接性」という観点は、かつて、客体が財産上の利益の場合の強盗殺人罪の成立が問題となった事案の検討において、積極的に用いられた。すなわち、債権者の殺害や履行猶予の場合は、その行為によって直接、行為者が財産上の利益を得ることができ、直接性・確実性ありといえる一方で、前述した裁判例のうち、③の財産を相続するために被相続人を殺害した場合⁴⁶⁾は、相続というそれ自体は法的に有効な手続きが財産移転のために介在し、④の会社経営の権益を得るための経営者殺害の場合⁴⁷⁾も、従業員の詳細を得た上で法務省に届け出るなどの法的に有効な手続きが介在していることから、直接性が欠ける、と判断することができる。

(5) 財産上の利益の「移転性」、あるいは「損害」要件

1 利益移転に関しては、さらに、その「移転性」が論じられる。利益の「移転性」とは、行為者が財産上の利益を得ることと、被害者が利益を失うこと、つまり被害者に財産的な損害が生じることとの間の対応関係のことを指す。奪取罪について、客体が財物であれば、被害者の下にあった財物がそのままの形で行為者の下に移転することが必要と解されているが、同様のことを客体が財産上の利益である場合に求めることは困難である⁴⁸⁾。詐欺罪においては、損害と利益の対応関係の存在は「素材の同一性」として議論の対象になるが、これは、強盗罪の文脈においては、移転性の問題になると思われる。

45) 林・前掲注27) 10頁。

46) 前掲注25)の裁判例。

47) 前掲注26)の裁判例。

48) 林・前掲注27) 7頁。

2 2項犯罪の場合には、客体は有体性をもつ財物ではなく無形の利益であることから、移転性を厳格に要求することはできないと思われる⁴⁹⁾。債権侵害の場合も、債権が移転するわけではなく、債権行使が困難となり、そのことから財産的損害が被害者に生じ、それに対応する利益を行為者が得るにすぎないからである⁵⁰⁾。また、支払猶予の場合も、債権者を脅迫して反抗を抑圧し、債務の履行時期を大幅に遅らせた、というような場合、債務そのものが移転して消滅するわけではなく、行為者が期限と利子分の利益を得る反面、被害者が財産的な不利益（損害）を被るという対応関係があるにすぎないからである。しかし、この対応関係こそが、2項犯罪が対象としている「利益移転」であるといっても過言ではないであろう。そもそも、財産上の利益の内容として、サービスなどの役務や、消極的利益までもが含まれると解されていることから、物質的な対応関係を求めることができないタイプの、つまり行為者の下にある際と被害者の下にある際とではその形態や意味合いが異なるタイプの利益が客体となりうることは必然だからである。

そして、このことを踏まえると、移転性の要件として求められる内容は、被害者の不利益・損害の発生に基づいて行為者が利益を得ているという、広い意味での対応関係にすぎないと考えられる。

4. まとめ

本章では、強盗利得罪の客体である「財産上の利益」をめぐる議論について、利益自体の属性と利益移転の2つの観点に分けて検討を加えた。そしてそこでは、処分行為に代わる強盗利得罪の成立範囲限定のための要素を見出そうとする取り組みがさまざまな角度から行われたことが示された。

それでは、東京高判平成21年判決は、従来の判例および学説の考え方とどのような関係にあるだろうか。従来の議論に新たに付け加えた点があるか否か

49) 林・前掲注27) 7頁。

50) もっとも、ここでいう「損害」は、財産侵害という意味での形式的損害のことを指す。2項犯罪の性質については、個別財産に対する罪と理解するか全体財産に対する罪と理解するかで争いがあるが、本稿では、現在通説となっている、個別財産に対する罪としての理解を前提としている。

や判断の妥当性を探るべく、次章ではこの判決を再度検討してみることにする。

IV 東京高裁平成21年判決の再検討

1. 序論

東京高裁平成21年判決の事案は、上記の検討における分類である、客体としての「財産上の利益」の属性と、結果として利益を得たかを判断するための利益取得・利益移転要件の両方が争点となった事案であった。なぜなら、行為者が被害者から脅迫を用いて得たのは「口頭で述べられたキャッシュカードの暗証番号」だったからである。口頭で伝えられた暗証番号は、それ単独では無形の情報にすぎないことから、財物には当たらず、そのみで経済的価値を有しているともいえないために財産上の利益に当たると認めるにも不十分なものである。それに加え、暗証番号は他人に伝えたところでそれ自体が移転したり消滅したりする種類のものではないことから、「移転性」が問題となりうる上、暗証番号の入手のみで確実に利益移転が生じるとまでもいえない。

この点につき、東京高裁は、いかなる法律構成によって強盗利得罪の成立を認めたのであろうか。以下では、裁判所の判断を、前章で検討した2つの要件に対応させて考察していくことにする。

2. 「財産上の利益」の属性について

東京高裁は、本件事案において、「キャッシュカードとその暗証番号を用いて、事実上、ATMを通して当該預貯金口座から預貯金の払戻しを受けうる地位」が財産上の利益であると説明した。これは、あらかじめ窃取したキャッシュカードの暗証番号を聞き出そうとして被害者を暴行し死亡させた事案である、神戸地裁平成19年判決⁵¹⁾における判断の枠組みを踏襲したものであると位置付けることができる。そしてここでは、客体は、暗証番号という情報それ自体ではなく、預貯金債権の債権者に事実上相当する「地位」とされている。

51) 前掲注24)の裁判例。

ここから読み取れることは、情報は単独では（刑法典上の）財産犯の客体となりえないこと、そして、暗証番号とキャッシュカードが組み合わせれば、機械的に何ら他の判断を介在させることなく、預金残高の金銭の引き出しが可能になることから、その内容は、具体的かつ現実的なもの、と解されていることである。

この理論構成自体は広く受け入れられうるものであると思われる反面、事実関係のわずかな差によって法条適用にアンバランスが生じるのではないかという懸念も若干生じる。例えば、「現金500万円を保管する金庫の鍵」を強奪した場合、鍵は財物であることから、鍵を奪うことで1項強盗の既遂となると考えられるが、他方、「現金500万円を保管する金庫の暗証番号を脅迫して聞きだす」場合はどうか⁵²⁾。金庫を開けて中身を取り出し占有した時点で1項強盗の既遂となることは疑いが無いが、本判決の理論構成に当てはめるならば、暗証番号を脅迫を用いて聞き出した時点で、金庫の中の保管物を自由に取り出すことのできる地位を得た、と構成して、2項強盗の既遂の成立を認めることになるのであろうか。そのように判断するならば、未遂犯の成立の余地を極端に狭めることになり、強盗罪の成立時期を事実上早期化させてしまうおそれもあると考えられるため、適用には慎重になるべきである。例えば、その金庫へのアクセスが容易であれば、暗証番号を得ることで2項強盗の既遂まで認めることができようが、金庫へ近づくことはかなり困難である場合には、この時点で2項強盗罪の既遂を認めるのは適切でないと考えられる。客体としての「財産上の利益」につき、かような「地位」としての構成がなされる場合には、どの程度、財産侵害の危険性を伴っているか、ということが、合わせて判断されるべきであろう。

3. 利益取得・利益移転について

東京高裁は、本事案における利益移転に関して、厳密な意味での行為者の利益の取得に対応した利益の喪失が被害者に生じることを必要とせず、行為者が

52) 島岡・前掲注2) 54頁に挙げられた例を参考とした。

上記の地位を得る反面で、被害者が自らの預金を被告人に払い戻されかねないという事実上の不利益、すなわち、預金債権に対する支配が弱まるという財産的損害を被る関係があれば足りる、と解している。これは、利益取得・利益移転に確実性があれば、被害者の利益喪失の危険自体は抽象的なものでも良いと考えていることの表れであると思われる。

1審判決では、「キャッシュカードに関する情報が被告人と本件被害者との間で共有されただけであり、そのことによって、本件被害者の利益が失われるわけではない」との理解が示されたが、この点に関して、本控訴審判決では、「暗証番号が情報であることにとらわれ、その経済的機能を看過したもの」との批判が向けられている。東京高裁が「地位」という表現を用いつつ具体的な財産上の不利益(損害)として思い描いているのは、キャッシュカードと暗証番号を用いて機械的に引き出すことのできる状態になった預貯金口座の残高相当額への危険性なのではなからうか。

4. 財産犯の成立を認める時期の妥当性

預貯金口座から確実に預貯金の払戻しを受けられる地位の取得を債権取得と事実上同様と捉えて財産上の利益とするのは妥当であろう。判決の、強盗利得罪の本質にかかわる点についての理解は、実際の適用には慎重さが求められるものと思われるもの、概ね支持してよいものと考ええる。

他方で、瑣末なことではあるものの、本事案の事実認定では、被害者から暗証番号を聞き出そうとした時点で、既に被告人がキャッシュカードを窃取していたといえるかどうかは疑問の余地がある、とされており、この点については、犯罪成立時期の判断の観点から疑問が残る。

行為者が暗証番号を聞き出した時点でキャッシュカードの占有を得ていなかったとするならば、その時点で上記「地位」という財産上の利益を得た、と言えるだろうか。その地位は、キャッシュカードの占有を得てはじめて、行為者に備わるものではないだろうか。つまり、聞き出した時点では2項強盗罪の未遂に過ぎず、カードを得たことによってはじめて2項強盗の既遂としての要件を満たすのではないだろうか。

他方で、そのような形式的・機械的処理による若干の不合理性もある。つまり、カードがポケットの中にあるかまだバッグの中にあるかで成立する犯罪や犯罪成立時期が異なってくることの不合理性も感じられる。被告人がカードを確実に持って帰ることができると思っていることも考慮されるべきなのかもしれないが、しかし、そうだとするならば、窃盗罪の文脈で議論されるような占有概念や既遂時期の理解とは基準を異にする判断であるとも思われる。財産犯の中で、しかも同じ盗取罪であるにもかかわらず、窃盗罪と強盗罪とでは占有取得についての基準が同じではないことには、不自然さを感じずにいられない。もっとも、窃盗が先行して完成していれば、暗証番号を得ることが2項強盗ということになるが、若干の事実関係のずれによってかように成立する犯罪が異なってくるとすれば、そのことも、やや不均衡に思われる。

キャッシュカードは、財物ではあるが、それ自体はプラスチックの小さな板に過ぎず、とるに足らないほどの金銭的価値しか有しない。これが財物という財産犯の客体として扱われるのは、このカードを用いることによって、金融機関から預貯金を引き出すことができるからである。しかし他方で、キャッシュカード自体は、そのみで使用できるわけではなく、ATMから現金を引き出したり振替送金したりするためには、暗証番号が必要となる。このように考えると、暗証番号を知らない状態で所持しているキャッシュカードは、微々たる価値しか持たない対象であることになる。すると、本来は、キャッシュカードを単体で盗み取った場合、窃盗罪の成立が認められない、という判断になりそうである。実際の事件処理としては、可罰的違法性が乏しいことを根拠に立件されないのかもしれないが、理論的な整合性が不必要いのかは気になるところである。

暗証番号それのみでは使い道のない情報であるにもかかわらず、それを単独で2項犯罪の客体として捉えることはできないため、裁判所は、キャッシュカードと暗証番号を併せ持つことを、財産上の利益として認めるための要件としたと考えられる。それならば、カードの占有を取得しその地位が備わった時点ではじめて、2項強盗罪の客体としての財産上の利益の実体が得られた、と説明するほかないのではなからうか。本事案では、暗証番号を聞き出した時点では被告人はキャッシュカードを占有していなかったと認定されている以上、そ

の地位を得たのはキャッシュカードの占有取得後と考えられ、暗証番号を聞き出した時点で強盗(利得)罪の成立を認めるのは早すぎるように思われる。

IV むすびにかえて——強盗罪の罪質の理解

本稿では、東京高裁平成21年判決を手がかりにして、強盗利得罪の客体である「財産上の利益」について、その客体としての属性と、利益取得・利益移転の要件という、2つの観点から検討を加えた。強盗罪は、財産犯としての側面がある一方で、身体や自由に対する侵害の側面も有している。それゆえ、法的効果の重大さにかんがみて成立範囲の限定が重要である一方で、処罰の必要性が切実に感じられる事案も少なくないと思われる。

「財物」「財産上の利益」の概念や、財産犯の保護法益の理解は、基本的に財産犯の内部で、そして少なくとも領得罪の中ではほぼ共通と考えられているように思うが、実は侵害態様によって多少なりとも異なる判断をする必要性が内在しているのではなからうか。今回取り上げた事案の強盗利得罪に関しては、財産と自由のいずれの保護法益に重点を置いて考えるか、つまり「財産侵害」と「自由侵害」のいずれを強盗罪の保護法益の中核的な要素として捉えるかによって、判断が異なってくるように思われるからである。例えば、1審のさいたま地裁川越支部の判断と、控訴審の東京高裁の判断とは、強盗利得罪の罪質の理解において、前者が財産侵害重視の立場を、そして後者が自由侵害重視の立場を、それぞれ採っているとも説明できそうである。

強盗罪の手段行為が被害者の反抗を抑圧するほどの重いものであることを考慮すると、強盗罪における自由侵害の程度は重大なものであるから、強盗罪という犯罪は、財産犯というよりもむしろ自由に対する罪の一類型であって、そこに、終局的に財産取得を目指していることが要件として付加されているにすぎない、と構成することもできよう。もっとも、少なくとも現行法を前提とする以上は、強盗(利得)罪の理解において、財産侵害重視の立場を放棄することもできないと考えられる。それゆえ、強盗罪はあくまで財産犯であるという位置づけを維持しつつも、暴行・脅迫という手段行為の重大さを考えて、財産侵害については実質的な損害を厳密に要求するのではなく、形式的に存在すれ

ばよい、と理解するべきであると思われる。⁵³⁾ 54)

(あだち・ともこ)

53) 本稿は、科研費若手研究(B)「詐欺罪をめぐる『処罰の早期化』に関する考察—詐欺罪の成立範囲の明確化に向けて—」(21730061)の助成を受けた研究成果の一部である。

54) 本稿は、2010年度末に成城大学法学部を退職された大沼邦弘先生の古稀祝賀記念号に掲載される。大沼先生から賜ったご指導とご厚情に深謝申し上げたい。

